

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

一時

第七師団司令部

明治四十五年  
北 申 綴

国立公文書館

分類

3

配架番号

3 A

74  
11 6

めくれず

月日	發給月日	發給番號	發給者	宛名	要旨	数
一月九日	第一號	師忠長	大臣	他師管、將校遊遣件申請		1
三月八日	第二號	左	大臣	師團長薦議呈出意見進達		2
四月廿日	第三號	師團長	大臣	辭令書訂正件上申		3
五月十日	第四號	左	大臣	辭令書訂正件上申		4
五月廿七日	第五號	師忠長	大臣	外國武官梅本親家件上申		5
六月十日	第六號	左	藏頭局藏	慶后、件上申、(佐藤湊老)		6
七月三日	第七號	左	左	慶后、件上申、(南保次)		7
七月廿日	第八號	左	大臣	請願件附件上申		8
七月廿日	第九號	師忠長	大臣	外國武官、多件附件、相承、案件上申		10

第六師團目録

月日	月日	月日	十月七日	十月四日	七月七日	八月廿六日	八月十五日	八月一日	月日	發給月日
			第四號	第三號	第八號	第七號	第五號	第三號	大	發給者氏名
			左	左	師出長	左	左	師出長	正	要旨
			左	大臣	大臣	大臣	總務局長	大臣	元	并
			事務打合並監事結親家為出張件申請	外國語研究為休暇出缺件申請	守城工者君員中、煤票之件申請	七在穿度勤員計畫上諸部關係要員之除々(平者)件申請	通令(件)中、(北原宣平)	戰用身器使用件申請		數丁
9	8	7	6	5	4	3	2	1		

昭和十一年八月

月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日

昭和十一年八月

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	發 輸 月 日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	發 輸 者 氏 名
											要 旨

發  
輸  
月  
日

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

發  
輸  
月  
日

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	發給月日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	發給者宛名
										要旨
										旨
										丁数

第二部 國司 人部

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

第三部 國司 人部

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	日	發 輸 月 日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	發 輸 者 宛 名
											要 旨

...

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

...



相夷第廿六聯隊	尉官一	宇都宮諸隊
相夷第廿七聯隊	士官一	宇都宮諸隊
同 第廿八聯隊	中	仙名
騎身用七聯隊	中	
陸砲第七聯隊	佐官一	宇都宮諸隊
工兵第七大隊	尉官一	水戸赤羽第七聯隊
輜重第七大隊		

甲第四二十五号

陸軍部 第一〇九七號

視察爲將校一名、第廿四師管下派遣シテキ件上

昭和四年五月廿八日

歩兵第七聯隊長白井二郎

第七師團長林太郎殿



北丙第七一七聯隊、以隣接師管内視察

旅費配當相成矣、度内將校名

第十師管下、視察セシテ度也



陸軍

めくれず



第十師管下ノ警察ノ度ハ均  
ク賦課ノ旨ニ決スルニ由リ  
大正十一年一月四日  
第七師團長林太一郎殿

警察ノ度ハ均ク賦課ノ旨ニ決スルニ由リ  
大正十一年一月四日  
第七師團長林太一郎殿



教育内務視察ノ第十四師管下ノ士官  
一名派遣致度件申請

明治三十五年一月四日 共兵第六聯隊長竹内方山

第七師團長林太一郎殿

隊子ヲ配當相成候出張旅費ノ内ヲ以テ宇都宮屯在  
諸隊ノ教育及内務ノ視察ノ士官一名派遣致  
度候間認可相成度候也

進テ去月二十七日報告シタル派遣計画ハ若干変更ノ来ニ  
候間後刻報告可致ニ付申請候

陸軍

めくれず









2

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

金野山日誌五巻抄入

抄本 金野山日誌五巻抄入

長國師



参謀長

田送

第一一號

大臣

師团长

件名 師团长令該呈出意見進達

明治四十五年三月八日

明治四十五年及師团长令議呈出又(キ意見見

別冊及進達系也

めくれず

2

陸軍大臣閣下

陸軍省に於て、陸軍歩兵少尉

任に就かすに付、御座候旨を

仰付候旨に御座候事、

仰付候旨に御座候事、

仰付候旨に御座候事、

仰付候旨に御座候事、

陸軍省 陸軍歩兵少尉

陸軍大臣 師團長

陸軍省 陸軍歩兵少尉

陸軍省 陸軍歩兵少尉

陸軍省 陸軍歩兵少尉

陸軍省 陸軍歩兵少尉

3

陸軍省 陸軍歩兵少尉

陸軍省 陸軍歩兵少尉

陸軍省 陸軍歩兵少尉

陸軍省 陸軍歩兵少尉

めくれず

左記  
陸軍少尉小關觀三

甲第一二号

辭令名訂正ノ件上申

明治四十二年四月十三日 步兵第二十七聯隊長竹内方山

第七師團長林六一郎殿

左記ノ者仕官辭令中名相違、趣ヲ以テ別紙、通リ訂正  
方願出候間、訂正相成様被成候也

左記

步兵少尉小關觀三

陸軍



陸軍

陸軍少尉 小關 觀三

文書

大關世英陸軍少尉陸軍少尉

大關一孝陸軍少尉陸軍少尉

大關一雄陸軍少尉陸軍少尉

明治四十五年四月十三日陸軍省第三十七號

陸軍省信五十一号

陸軍省信五十一号

辭令名訂正件願

明治四十五年四月十三日

陸軍步兵少尉 小關 觀三



内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

觀三儀

明治四十四年十二月二十六日附陸軍步兵少尉任官

辭令中小關觀三觀三相違無之候間

訂正許可相成度候也

4

件名 官記訂の件	番號 御七北中第ニ五號	長 團 師
	長 謀 参	
按	長 部	
	副官 参謀	
左記、者對する官記送付相成の処氏名に於て千賀嘉八郎トナルハ千賀喜八郎、相違ニ付訂の方を註議相成度別紙官記相添申す	署名 大 臣	
	署名 師團長	
陸 軍	差出者 五月十日	發檢 校合 淨寫

左記

豫備隊中隊長の尉千賀喜八郎

めくれず



陸軍  
 隊備陸軍勲章兵庫博士賀喜八郎

件名	外國武官樺太視察件上申	送附者	師事長
番號	第七十八号	送附日	五年五月
長	木口	送附時	日
團	大佐	送附所	陸軍
部	大佐	送附所	陸軍
參謀		送附所	陸軍
主任		送附所	陸軍
副官		送附所	陸軍
書記		送附所	陸軍
庶務		送附所	陸軍
醫務		送附所	陸軍
衛生		送附所	陸軍
給養		送附所	陸軍
馬車		送附所	陸軍
通信		送附所	陸軍
其他		送附所	陸軍

右に左記豫定シ以テ樺太視察致シ度旨先  
 出候間御許可相成度候也  
 左記  
 七月十二日 小橋出札  
 同 十三日 豊原署  
 同 十五日 帯在  
 同 十六日 豊原茶屋隊

陸軍

二

正十六日 到好時鐘  
 正十七日 薪好  
 正十八日 薪好  
 正十九日 薪好

薪好

我軍通時與上自度城域為  
 右：在好時鐘以二日  
 大島縣長...  
 正二十日...  
 正二十一日...  
 正二十二日...  
 正二十三日...  
 正二十四日...  
 正二十五日...  
 正二十六日...  
 正二十七日...  
 正二十八日...  
 正二十九日...  
 正三十日...

6

師團長  
 師團長  
 師團長  
 師團長  
 師團長  
 師團長  
 師團長  
 師團長  
 師團長  
 師團長

步兵第三十七隊留守隊第二中隊  
 陸軍步兵一尋年 佐藤漢吉  
 右之者明治三十八年従軍記念章保有者  
 三侯處逃七罪：依り罰席、儘別紙裁

めくられず

判宣書書略本之通り處分相成明治四十  
五年四月三日裁判確定致候并及上申  
也

命第五四号ノ十二

裁判確定ニ付具申

第七師管軍法會議

明治四十五年六月十七日 理事 佐原寅三

第七師團長 林 太一郎殿

歩兵第二十七聯隊留守隊第二中隊

陸軍歩兵一等卒 佐藤 漢吉

右之者明治三十七八年從軍記章佩

有者ニ候處逃亡罪ニ依リ賜席

儘別紙裁判宣告書ノ通り處

分相成明治四十五年四月三日該

45

めくれず

裁判確是致候ニ付此段具申候也

7

姓名 處分件草	職名 二名 番号	氏名 富島局總裁	地位 師團長	年月日 明治卅五年六月三十日
------------	----------------	-------------	-----------	-------------------

右之者明治三十七八年從軍記章佩有者  
 候處逃亡及詐欺取財罪依り願席

步兵第二十六聯隊第十中隊  
 陸軍步兵一等卒 南 保次

めくれず

儘別紙裁判宣言書原本之通り處分  
相成明治四十四年十月二十六日刑時効完  
成致之付及止申也

第六編 九

裁判確定ニ付具申

第七師管軍法會議

明治四十五年六月十七日 理事 佐原寅三

第七師團長 林太一郎殿

步兵第二十六聯隊第十中隊

陸軍歩兵一等卒 南保次

右之者 明治三十七八年從軍記章佩有

者ニ候處 逃亡及詐欺取財罪ニ依リ

關席 儘別紙裁判宣言書之通り

處今相成 明治四十四年十月二十六日

陸

軍

めくれず





陸軍省に在る各事務の概観

一、学力

陸軍大臣は陸軍省の長官として、陸軍の編制、訓練、施設、給養等に責任を負つた。陸軍大臣の職務は、陸軍省の長官としての職務と、陸軍の最高指揮官としての職務とを兼ねる。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。

二、学力

陸軍大臣は、陸軍省の長官として、陸軍の編制、訓練、施設、給養等に責任を負つた。陸軍大臣の職務は、陸軍省の長官としての職務と、陸軍の最高指揮官としての職務とを兼ねる。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。

陸軍大臣は、陸軍省の長官として、陸軍の編制、訓練、施設、給養等に責任を負つた。陸軍大臣の職務は、陸軍省の長官としての職務と、陸軍の最高指揮官としての職務とを兼ねる。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。

陸軍大臣は、陸軍省の長官として、陸軍の編制、訓練、施設、給養等に責任を負つた。陸軍大臣の職務は、陸軍省の長官としての職務と、陸軍の最高指揮官としての職務とを兼ねる。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。

陸軍大臣は、陸軍省の長官として、陸軍の編制、訓練、施設、給養等に責任を負つた。陸軍大臣の職務は、陸軍省の長官としての職務と、陸軍の最高指揮官としての職務とを兼ねる。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。

陸軍大臣は、陸軍省の長官として、陸軍の編制、訓練、施設、給養等に責任を負つた。陸軍大臣の職務は、陸軍省の長官としての職務と、陸軍の最高指揮官としての職務とを兼ねる。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。

陸軍大臣は、陸軍省の長官として、陸軍の編制、訓練、施設、給養等に責任を負つた。陸軍大臣の職務は、陸軍省の長官としての職務と、陸軍の最高指揮官としての職務とを兼ねる。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。

陸軍大臣は、陸軍省の長官として、陸軍の編制、訓練、施設、給養等に責任を負つた。陸軍大臣の職務は、陸軍省の長官としての職務と、陸軍の最高指揮官としての職務とを兼ねる。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。陸軍大臣は、陸軍省の事務を統率し、陸軍の発展を期す。

三、所屬部隊之降、有否  
否降、有否

7. 参事官

第二七三號

45. 44

陸軍省  
陸軍部  
陸軍省  
陸軍部

外國旅行ノ夕、休暇許可相成度件上申

明治四十五年七月二日

步兵第二十四聯隊長竹内方山

竹内方山

第七師團長林太郎殿

尤記之者今般別紙之通和費リ以テ軍事研究ノ夕、歐羅  
巴ニ旅行、儀出願、付取調候處、學歷及資力別紙ノ通、  
有之且聯隊ニ於テ本人ノ休暇、就テ支障無之候間、許可相  
成度修也

尤記

陸軍省兵中佐 細野辰雄

237

めくれず

勅諭第六十八号 陸軍部 勅 准

海軍部  
 陸軍部 陸軍少佐 林一雄 兼  
 陸軍部 陸軍少佐 林一雄 兼  
 陸軍部 陸軍少佐 林一雄 兼  
 陸軍部 陸軍少佐 林一雄 兼

陸軍部 陸軍少佐 林一雄 兼  
 陸軍部 陸軍少佐 林一雄 兼

細野中佐學歴

陸軍大學校卒業後參謀本部編制班ニ在  
 テ一々年半年軍制戰特諸勤務、事務ニ服シ  
 次テ陸軍大學校兵學教官トシテ約五ヶ年  
 参謀服務戰術、兵棋、教授ヲ擔任シ後々  
 約二ヶ年餘南部支那ニ應聘武官並ニ  
 駐在員トシテ支那ノ國狀調査ニ任ス

めくれず

旅費及滞在費支出明細書  
 一 金壹千貳百圓 但ニ往復旅費  
 所有現金リ以テ之ニ充ツ  
 歸路  
 所有現金リ以テ之ニ充ツ  
 一 金參千八百圓 但ニ拾箇月ノ滞在費及汽車賃  
 所有現金リ以テ之ニ充ツ  
 前書之通 旅費及滞在費引當金準備有之候間 為  
 證據明細書差出候也  
 明治四十五年六月十日  
 步兵第六十六聯隊附陸運歩六中佐 細野辰雄 謹啓

旅費及滞在費支出明細書 一 金壹千貳百圓 但ニ往復旅費 所有現金リ以テ之ニ充ツ 歸路 所有現金リ以テ之ニ充ツ 一 金參千八百圓 但ニ拾箇月ノ滞在費及汽車賃 所有現金リ以テ之ニ充ツ 前書之通 旅費及滞在費引當金準備有之候間 為 證據明細書差出候也 明治四十五年六月十日 步兵第六十六聯隊附陸運歩六中佐 細野辰雄 謹啓
---

めくれず

陸軍大臣男爵上原勇作殿

旅費及滞在費支出明細書

一金壹千貳百圓 但シ往復旅費

往路

所有現金ヲ以テ之ニ充ツ

帰路

所有現金ヲ以テ之ニ充ツ

一金参千八百圓 但シ格箇月ノ滞在費及汽車賃

所有現金ヲ以テ之ニ充ツ

前書之通旅費及滞在費引當金準備有之候間為證  
據明細書長出候也

明治四十五年六月十日

步兵第百十五聯隊附陸軍歩兵中佐細野辰雄

めくれず

陸軍大臣岡壽上原勅方作殿


陸軍大臣 岡壽上原勅方作殿

件名: 北指第ニ一號

大 臣

奉出者: 岡壽上原

元吉 八月一日

陸軍

旭地兵器工廠保管特設部檢引充兵器中左記品目負數八月三十日三十日二日間工兵報告書連合緊務隊列演習、為使用致度候間認可相成候也

左記

- 三六式四輪輕重車 貳拾六輛
  - 二輪輕重車 第一種 貳拾八輛
- 陸軍

申請 140

大臣男爵上原勇作殿

Large empty table with vertical columns, likely for a list of items or details.

Administrative stamp area with fields for '部' (Department), '主任' (Chief), '副官' (Deputy), '連署' (Co-signature), '差出者' (Sender), '発出年月日' (Issue date), '校印' (Seal), and '合印' (Seal).

大臣

兵器使用に伴申請  
北指第一二號

差出者 岡本長  
元年八月二日 發

工廠保管特設部所引充兵器申左記

八月二十一日至二十二日間工兵部重兵

初縦列演習、為使用致度候間詔可相成候也

左記

輪輜重車

第一種若果

貳拾六輛

貳拾八組

陸軍

申請ノ心要アリヤ

馬

裏面白紙



一、陸軍省 砲兵第一旅団 砲兵七隊  
 一、陸軍省 砲兵第一旅団 砲兵九隊

期合砲兵旅団砲兵第一旅団砲兵七隊砲兵九隊  
 砲兵旅団砲兵第一旅団砲兵七隊砲兵九隊  
 砲兵旅団砲兵第一旅団砲兵七隊砲兵九隊

砲兵旅団砲兵第一旅団砲兵七隊砲兵九隊  
 砲兵旅団砲兵第一旅団砲兵七隊砲兵九隊

第七師團長林 太一郎殿

戦用兵器使用、件申請

明治四十一年七月二十日

輜重兵第七大隊長犬馬雅樂吉

第七師團長林 太一郎殿

三式四輪砲重車

式槍六挺

二輪砲重車

式槍八挺

右旭川陸軍兵器支廠保管、兵器ヲ兵隊直兵連  
 台架橋縦列演習、身、八月二十二日二十三、二日間使  
 用致度候条認可相成度候也

連ヲ別紙單、通リ當該保管者ニ使用、件承認済  
 二有之候

めくれず



件名	賞勲局總裁	長	團
番號	第七	長	副
北申第	五	長	部
號	五	副官	參謀
宛名	賞勲局總裁	主任	
差出者	師團長	者	帶
元	八月	日	起
日	十五日	日	發

按

步兵第二十五聯隊第七中隊

陸軍少佐曹長勲七等功六級北原宣平

右之者明治三十七八年從軍記章佩有者

候處述亡及私印盜用罪：依<sub>レ</sub>勲席、儘

別紙裁判宣旨書謄本之通<sub>レ</sub>處分相成

大正元年八月七日刊、時効完成、同時

1. 日誌若有匪一... 茲將... 茲將... 茲將...  
 2. 日誌若有匪一... 茲將... 茲將... 茲將...  
 3. 日誌若有匪一... 茲將... 茲將... 茲將...  
 4. 日誌若有匪一... 茲將... 茲將... 茲將...  
 5. 日誌若有匪一... 茲將... 茲將... 茲將...  
 6. 日誌若有匪一... 茲將... 茲將... 茲將...  
 7. 日誌若有匪一... 茲將... 茲將... 茲將...  
 8. 日誌若有匪一... 茲將... 茲將... 茲將...  
 9. 日誌若有匪一... 茲將... 茲將... 茲將...  
 10. 日誌若有匪一... 茲將... 茲將... 茲將...

談裁判確定致候付及止申出也

私印盗用四罪ニ依リ重禁納ルル旨附加罰令  
明治四十二年八月二日官告  
大正元年八月七日刑時効完成

第二部

命第ニ五号ノニ十三

裁判確定ニ付具申

第七師管軍法會議

大正元年八月十日 理事 佐原寅三

第七師團長 林 太一郎 殿

歩兵第二十五聯隊第七中队

陸軍歩兵曹長勅野原宣平

右之者 明治三十七八年從軍記章佩

有者ニ候處逃亡及私印盗用罪ニ依リ

關席ニ儘別紙裁判宣告書寫通

處公相成大正元年八月七日刑時効完



めくれず

或ト同時ニ該裁判確定致シ候ニ付此  
 故具申候也


件名	番號	長	副官	主任	連	差出者	發	合
大正五年	七	北中	七	大	臣	師	志	長
大正五年	七	北中	七	大	臣	師	志	長
<p>唐普第ニ六三六號達陸軍豫備役後備          役軍人非職(予備)理事及補充兵ニシテ尙          師志所轄官廳ニ在職シ戦時餘人ヲ以          テ代フヘカシナル者別紙ノ通及上申<sup>レ</sup>也</p>								
元	年	8	月	26	日	起	發	合

陸 軍

大正三年度戦時餘人以テ代ラカサレ人名調 第七師団				
現官名	兵仗	官等級	徴集年	氏名
陸軍 陸軍監獄長	豫備	陸軍少佐	十七年	松下龜藏
録事	後備	步兵曹長	三十二年	関川健治
同	同	同	三十四年	橋本文四郎
同	同	同	三十二年	藤野嘉吉
同	豫備	同	三十六年	小林新一郎
陸軍監獄長	同	歩兵曹長	三十七年	

本籍地	
新潟縣西蒲原郡地蔵堂所 二丁目四番地	松下龜藏
新潟縣北蒲原郡金塚村 田島 百三十七番地	関川健治
福島縣田村郡蓮根村大字 生田字石堂 二百四十四番地	橋本文四郎
廣島縣安佐郡三條町大字 柿木 百三十五番地	藤野嘉吉
岩手縣稗貫郡新巻浦水村 中上野 七百十九番地	小林新一郎

陸軍

大正三年度戦時餘人以テ代ラカサレ人名調

第七師団

松山 陸軍監獄長 陸軍少佐

録事 後備 步兵曹長 同 同 同

同 豫備 同

歩兵曹長 同

三十七年 三十六年 三十二年 三十四年 三十二年

本籍地

新新潟縣西蒲原郡地蔵堂所  
二丁目四番地

新新潟縣北蒲原郡金塚村  
田島 百三十七番地

福島縣田村郡蓮根村大字  
生田字石堂 二百四十四番地

廣島縣安佐郡三條町大字  
柿木 百三十五番地

岩手縣稗貫郡新巻浦水村  
中上野 七百十九番地

松下龜藏  
関川健治  
橋本文四郎  
藤野嘉吉  
小林新一郎

第廿四	...	...	...	...	...
第廿三	...	...	...	...	...
第廿二	...	...	...	...	...
第廿一	...	...	...	...	...
第二十	...	...	...	...	...
第十九	...	...	...	...	...
第十八	...	...	...	...	...
第十七	...	...	...	...	...
第十六	...	...	...	...	...
第十五	...	...	...	...	...
第十四	...	...	...	...	...
第十三	...	...	...	...	...
第十二	...	...	...	...	...
第十一	...	...	...	...	...
第十	...	...	...	...	...
第九	...	...	...	...	...
第八	...	...	...	...	...
第七	...	...	...	...	...
第六	...	...	...	...	...
第五	...	...	...	...	...
第四	...	...	...	...	...
第三	...	...	...	...	...
第二	...	...	...	...	...
第一	...	...	...	...	...

大正三年八月三日

要第 一

大正三年八月三日 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 高瀬清三郎

第七師團長 林太一郎

北達第三師陸軍補備役後備役軍人非職(豫備)理事及補充兵ニテ當部ニ奉職シ戦時餘人ヲ以テ代フヘカサレ者無之候間此段及上申候也



陸軍

めくれず

陸軍

大正九年八月十日

大正九年八月十日

大正九年八月十日

大正九年八月十日

大正九年八月十日

大正九年八月十日

大正九年八月十日

陸軍

陸軍

陸軍

陸軍

陸軍

陸軍

陸軍

陸軍

陸軍

陸軍

陸軍

めくれず



封 軍

功状由  
 大正元年八月十四日 第七師團長 林 太郎 殿  
 於 日 本 海 軍 省 長 官 官 署 官 署 官 署  
 大正元年八月十四日  
 大正元年八月十四日

七法第 三 號

戦時餘人ヲ以テ代フハカラル者上申

大正元年八月十四日 第七師團長 林 太郎 殿

第七師團長 林 太郎 殿

本月五日北 達 第三師 依ル 當 部 職 員

テ 戦 時 餘 人 ヲ 以 テ 代 フ ハ カ ラ ル 者 ハ 左 記 ノ

通ニ 候 係 此 段 及 上 申 候 也

左 記

職官名	兵役	官等級	徵集年	本籍地	氏名
録事 後備役	歩兵曹長	三十二年	新橋 北浦 京那 金塚村大	關川 健治	
録事 後備役	歩兵曹長	三十四年	福岡 縣 田 付 郡 津 隈 村 大字 鬼生	橋本 文四郎	

めくれず

録	録
車後南校	車後南校
坊兵曹長	坊兵曹長
三十二年	三十二年
廣島縣宇佐郡三藩町大字	廣島縣宇佐郡三藩町大字
藤野東吾	伊藤五七郎
以上	

二部

大正元年八月九日

戦時餘人及び代りたる者件に付上申  
 大正元年八月九日 旭川縣成豐隊長 松下高  
 第七師團長 林 太一郎 殿  
 北達第三聯隊 陸軍後備役軍人ニシテ  
 戦時餘人ヲ以テ代りたる者ノ兵役ノ種類職  
 氏名及本籍地名取調別紙ノ通り及上申候也



めくれず

此所由中務省の所管に  
 變遷するに由りて  
 古河河川沿いに  
 新田郡河原野村  
 大字河原野に  
 移すに由りて  
 此所由中務省の所管に  
 變遷するに由りて  
 古河河川沿いに  
 新田郡河原野村  
 大字河原野に  
 移すに由りて  
 此所由中務省の所管に  
 變遷するに由りて  
 古河河川沿いに  
 新田郡河原野村  
 大字河原野に  
 移すに由りて



職名	兵後	大官等級	種	本籍地	氏名
陸軍少佐	陸軍少佐	陸軍少佐	陸軍少佐	新田郡河原野村 大字河原野	松不庵藏
陸軍少佐	陸軍少佐	陸軍少佐	陸軍少佐	新田郡河原野村 大字河原野	小林新一郎

めくれず

4

師團長		參謀長		參謀部	
副官		主任		連帶者	
發送者		發送校		淨寫校	
件名		番號		宛名	
<p>身城之兵者員中燒果南之件申請</p>		<p>七甲第</p>		<p>陸軍大臣</p>	
<p>經由</p>		<p>八</p>		<p>沙米多</p>	
<p>(重要密件三七號)</p>		<p>元</p>		<p>九月七日</p>	
<p>陸軍</p>		<p>日發</p>		<p>日發</p>	

Handwritten notes and signatures in the right-hand column, including names like 陸軍大臣 and various official stamps.

5

件名		外國語學研究爲休暇出願件申請	發送	檢合
番號	陸軍省 第七中隊 三九號	宛名	陸軍大臣	差出者
長	參謀長	主任	陸軍大臣	元
副官		部員		年
參謀		差出者	小島茂	上
部長		連署者		月
				四
				日
				發

陸軍省兵中尉 小島茂

右外國語學獎勵規則第十五條該當者ニシテ  
 西比利亞地方へ留学ヲ命ゼラレ候者ニ有之候様  
 知別紙、通知出候ニ付御詮議相奉ル事  
 類及進達也

陸軍

6

件名		陸軍省兵中尉 小島茂	發送	檢合
番號	陸軍省 第七中隊 三九號	宛名	陸軍大臣	差出者
長	參謀長	主任	陸軍大臣	元
副官		部員		年
參謀		差出者	小島茂	上
部長		連署者		月
				四
				日
				發

陸軍省兵中尉 小島茂

右外國語學獎勵規則第十五條該當者ニシテ  
 西比利亞地方へ留学ヲ命ゼラレ候者ニ有之候様  
 知別紙、通知出候ニ付御詮議相奉ル事  
 類及進達也

陸軍

ノ

敬以武備一  
式已發一通察其  
護持等語  
右一圖器狀感感  
陸軍步兵中尉小島茂

陸軍步兵中尉小島茂  
陸軍步兵中尉小島茂  
陸軍步兵中尉小島茂



步兵第三聯隊附

陸軍步兵中尉小島茂

右者別紙之通り  
復日敷ヲ除キ向  
都令上ニ支障無  
大正九年十月二日

陸軍步兵第三聯隊長足達



陸軍

めくれず

陸軍

大正元年十月二日 陸軍大臣 上原勇作 殿  
 請願休職ノ件願  
 歩兵第五聯隊附  
 陸軍歩兵中尉 小島茂  
 茂儀

請願休職ノ件願

大正元年十月二日

陸軍歩兵中尉 小島茂

陸軍大臣男爵上原勇作殿

茂儀

今般露語學高等試験ニ合格シ同語ノ研究ヲ命  
 セラレ候ニ付ラ本年十月二十日ヨリ往復日數ヲ除キ  
 向ラ六ヶ月間休職許可相成度別紙研究計畫  
 書相添ヘ此般奉願候也

めくれず

外國語學研究計畫

步兵第八聯隊附  
陸軍歩兵中尉 小島 茂

一、研究語學

露西亞語學

二、旅行計畫、概要

研究地

推荐 routes

西比利亞「イルクツク」地方

往路、門司港、安奉線、經「イルクツク」

至「(約三週間)」

飯路、イルクツク、浦塩港、經「飯還」

(約三週間)

自大正元年五月下旬 六月間

至大正二年六月上旬

滞在日数

めくれず



三、手當金使用計畫、概要

受領手當金額 露語乙額 二五〇・円

使用内譯

往復旅費 五〇・円  
 滞在費 六〇・円  
 學研究費 一〇〇・円  
 豫備費 四〇・円

6

師團長		參謀長		副官	總務	主任		連帶者		淨額	合計
陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣	陸軍大臣
陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣	陸軍大臣
陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣	陸軍大臣
陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣	陸軍大臣
陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣		陸軍大臣	陸軍大臣

陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣

事務打合せ並獄事務視察、為出張件申請  
 元 年 月 日 發  
 認可相本度候也

旭川衛戍監獄長 松下 龜 龍

めくれず

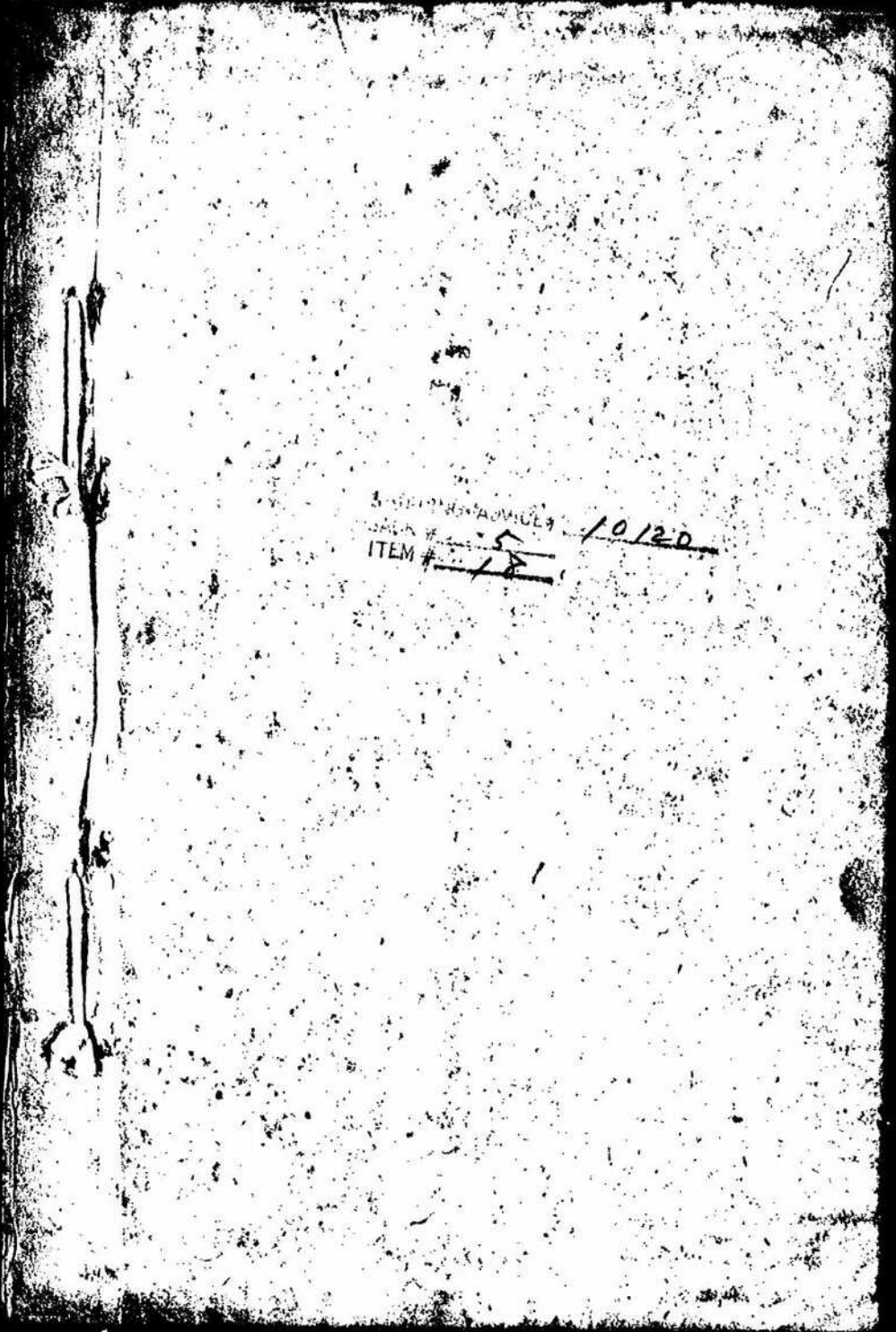
2

鷓鴣菜科何麻五  
於雅文開藥洲器密餘一冠子殿<sup>漢</sup>教烟<sup>漢</sup>疾<sup>漢</sup>  
方<sup>漢</sup>指<sup>漢</sup>山<sup>漢</sup>縣<sup>漢</sup>酒<sup>漢</sup>而<sup>漢</sup>器<sup>漢</sup>酒<sup>漢</sup>、<sup>漢</sup>樹<sup>漢</sup>器<sup>漢</sup>花<sup>漢</sup>心<sup>漢</sup>者<sup>漢</sup>、<sup>漢</sup>守<sup>漢</sup>州<sup>漢</sup>其<sup>漢</sup>  
自<sup>漢</sup>三<sup>漢</sup>雅<sup>漢</sup>及<sup>漢</sup>開<sup>漢</sup>藥<sup>漢</sup>水<sup>漢</sup>皆<sup>漢</sup>不<sup>漢</sup>嘔<sup>漢</sup>吐<sup>漢</sup>

此

世器<sup>漢</sup>光<sup>漢</sup>右<sup>漢</sup>赤<sup>漢</sup>者<sup>漢</sup>、<sup>漢</sup>或<sup>漢</sup>藥<sup>漢</sup>世<sup>漢</sup>器<sup>漢</sup>器<sup>漢</sup>、<sup>漢</sup>冠<sup>漢</sup>子<sup>漢</sup>殿<sup>漢</sup>、<sup>漢</sup>器<sup>漢</sup>花<sup>漢</sup>心<sup>漢</sup>者<sup>漢</sup>、<sup>漢</sup>守<sup>漢</sup>州<sup>漢</sup>其<sup>漢</sup>  
漢<sup>漢</sup>方<sup>漢</sup>指<sup>漢</sup>山<sup>漢</sup>縣<sup>漢</sup>酒<sup>漢</sup>而<sup>漢</sup>器<sup>漢</sup>酒<sup>漢</sup>、<sup>漢</sup>樹<sup>漢</sup>器<sup>漢</sup>花<sup>漢</sup>心<sup>漢</sup>者<sup>漢</sup>、<sup>漢</sup>守<sup>漢</sup>州<sup>漢</sup>其<sup>漢</sup>  
漢<sup>漢</sup>自<sup>漢</sup>三<sup>漢</sup>雅<sup>漢</sup>及<sup>漢</sup>開<sup>漢</sup>藥<sup>漢</sup>水<sup>漢</sup>皆<sup>漢</sup>不<sup>漢</sup>嘔<sup>漢</sup>吐<sup>漢</sup>

品名	鷓鴣菜	何麻	五
分類	藥材	藥材	藥材
規格	每斤	每斤	每斤
備註			



ADVICE 10120  
ITEM # 18